



# 三好市まちづくり 基本条例を紹介します



平成24年10月1日施行に向けて、三好市まちづくり基本条例を広く知っていただくために条例の内容について連載しています。  
今回は「第4章 市長及び職員」についてご紹介したいと思います。

## 「市長の責務」ってなに？

- ①市長は、この条例の理念を実現するため、公正、誠実に職務を遂行しなければならない。
- ②市長は、常に市民の声を聴くとともに、三好市の現状を把握し、将来を見据えたまちづくりの推進に努めなければならない。
- ③市長は、まちづくりのビジョンや基本方針を示し、市民に市政の現状をわかりやすく説明しなければならない。
- ④市長は、基本理念に基づいたまちづくりを推進するため、三好市職員（以下「職員」という。）の人材育成に努めなければならない。

市長が市政を運営するに際して果たすべき責任と義務について定めています。

①は、自治体の代表者である市長には大きな権限が与えられているため、市長には公正、誠実に職務を遂行する責任が強く求められることを定めています。

②および③は、市長は社会環境の変化を見据えて、大所高所から市政の舵取りをすることともに、その目標や方針を市民にわかりやすく説明する責任があることを定めています。

④は、行政の具体的な事務を担っているのは市の職員ですから、市長には職員の能力開発や適材適所の人事を行い、市役所全体の機能や能力の向上を図っていく責務があることを定めています。

## 「職員の責務」ってなに？

- ①職員は、市民全体の奉仕者であることを深く認識し、市民本位の立場に立って職務を遂行しなければならない。
- ②職員は、職務を適切に遂行するため、自ら研鑽し、能力の向上に努めなければならない。
- ③職員は、自らが地域社会の一員であることを自覚し、自主的に地域のまちづくりへの参加に努めるものとする。

②では、市民の期待に応えて適切・的確に職責を果たせるように、自ら研鑽に励むことを定めています。

③では、市職員も職員である前に市民・住民であるため、積極的に地域のまちづくりへの参加に努めることを定めています。

来月号では「第5章 市民参加及び協働によるまちづくり」について解説していきたいと思えます。

市長の指揮命令のもとで市政運営にあたる市の職員について、公務員としての心構えや責任と義務を定めています。

地方公務員法（第30条）には「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定められています。①ではこのことをふまえ、市民全体の奉仕者であることを定めています。



詳しい内容は三好市ホームページで公開中です。ぜひご覧ください。  
◀ QRコードからアクセスできます

お問い合わせ先  
**三好市 企画調整課**

電話 72-7607・ファックス 72-7202  
kikakuchousei@city.tokushima-miyoshi.lg.jp